

東京海洋大学海洋生命科学部編入学規則

平成16年4月1日

海洋大規第 190号

改正 平成18年 2月 9日 海洋大規第190-2号

改正 平成19年12月26日 海洋大規第190-3号

改正 平成29年 2月20日 海洋大規第 66号

(趣旨)

第1条 東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第27条に基づき、海洋生命科学部の編入学に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(募集人員)

第2条 学生募集は、食品生産科学科において若干名とする。

(入学資格)

第3条 編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 学士の学位を有する者
- 四 大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者
- 五 学校教育法施行規則第155条第1項第4号の規定により文部科学大臣の指定した者

(入学年次)

第4条 編入学を許可する年次は、第3年次とする。

(入学者の選考等)

第5条 編入学者の選抜については、別に定める。

2 前項の選抜による合格者の決定は、海洋生命科学部教授会の議を経て、学長が行う。

(修業年限)

第6条 編入学者の修業年限は、学則第20条の規定にかかわらず2年とし、4年を超えて在学することができない。

(既修得単位)

第7条 編入学者の本学入学以前に修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(卒業に必要な単位等)

第8条 編入学者の卒業の要件、授業科目等は、編入学した年次の在学者と同じとする。

(準用)

第9条 学則第24条（入学の出願）、第26条（入学手続き及び許可）の規定は、編入学を志願する者及び選考に合格した者に準用する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、海洋生命科学部教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第190-2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年海洋大規第190-3号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第66号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに海洋科学部に編入学する学生にあつては、なお従前の例による。